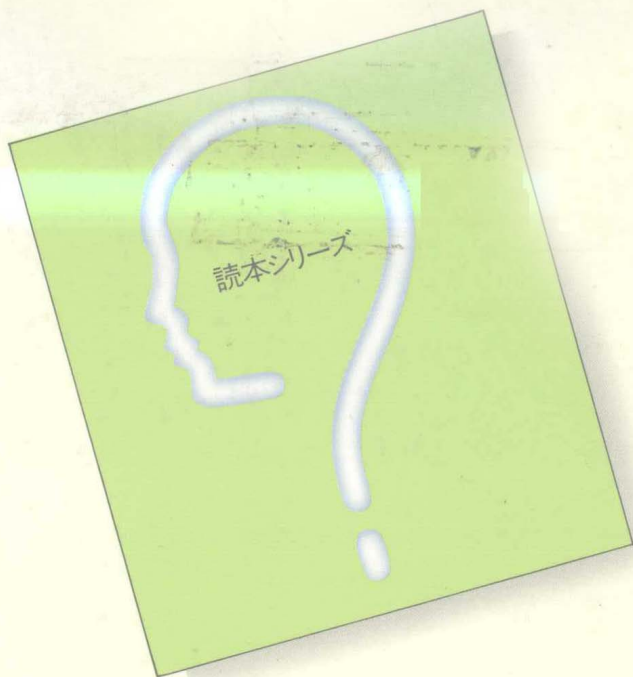


山中 宏 編

第2版

生命保険読本



東洋経済新報社

生命保険読本

第2版

山中 宏編

東洋経済新報社

編者紹介

大正2年 東京に生まれる。
昭和9年 東京帝国大学経済学部卒業。
同 年 明治生命保険株式会社入社。
同33年 明治生命保険相互会社取締役・財務部長。
同38年 同社常務取締役。
同47年 同社副社長。
同49年 同社社長。
同57年 同社会長。
ジャパンファンド取締役。
経済同友会幹事・経済情勢調査会委員長。
証券アナリスト協会副会長。
生命保険経営学会会長。
昭和26～
33年 成蹊大学講師。
同34～
43年 東京大学講師。
同54～
56年 生命保険協会会長。
著 書 『欧米各国生保会社の投資情勢』（有斐閣）。
『証券投資の理論と実務』（経営評論社）。
『会社の見方・株式の選び方』（同文館）。
『生命保険金融発展史』（有斐閣）。
『生保金融の窓から』（産業能率大学出版部）。

生命保険読本（第2版）

昭和58年3月3日 発行

編者 やまなか ひろし 山中 宏
発行者 高柳 弘

発行所 東京都中央区日本橋本石町1の4 東洋経済新報社
郵便番号 103 電話03(270)4111(大代表) 振替口座東京3-6518

©1983〈検印省略〉落丁・乱丁本はお取替えいたします。
Printed in Japan

2033-9330-5214

まえがき

一八八一年（明治一四年）に誕生したわが国の近代的生命保険事業は昭和五六年に一〇〇周年を迎えたが、創業以来幾多の困難を乗り越えて、今ではアメリカに次ぐ世界第二の規模にまで成長した。しかも、生命保険の普及度を示す「国民所得に対する保有契約高の割合」は、わが国が圧倒的に高く、また全世帯の九〇％が生命保険に加入している。

国民生活にその重要な一部として組み込まれている生命保険ではあるが、生命保険の専門的・技術的仕組みもあって、国民の生命保険に対する理解がまだ十分とはいえないのが現状である。そこで、本書を書くにあたって、私どもは各方面からのさまざまな要請、たとえば、加入者サイドからの、多様化している生命保険商品の特徴や仕組み、またどんな保険に加入したらよいか等についてわかりやすい解説がほしいといった要望、また、経済界・産業界からの、生命保険事業のこれまでの発展過程、あるいは内部経営体制についての関心等、さらにまた、金融界・証券界からの、生命保険金融の役割や将来方向についての関心等々、いろいろな要請にお応えできるようなものをめざした。

このため、本書はいわゆる「生命保険論」のような体系的なものにはなっていない。しかし、これらの多面的な要請に応えるという私どもの目的はある程度果たされていると確信している。また、誰にでも理解できるようにわかりやすく書かれていること、および他の本に比べ、金融的・財務的側面を詳しく解説していることが本書の特徴である。

本書の初版は、私が明治生命保険相互会社の社長に就任した昭和四九年四月に発行されたが、その後の経済の動きや生命保険の変化も大きいので、今回大幅な改訂を行なって再版することとしたのである。本書の著述に携わった同社の

金子亮太郎 秋元 俊雄 平田 滋

鶴 直明 岡本 博美 池 潤一

佐藤 克彦 香村 和朗 安藤 豊

の諸君は、最近約一〇年の間にいずれも一年間のアメリカ留学を経験し、現在、会社の中堅幹部として活躍をしているが、諸君の勉強がこの一本に結実したことは、編者として喜びにたえない。

また、初版に引き続き、実質的な共同編集者として執筆者諸君を指導、激励してくれた同社常務取締役・矢幡隆氏ならびに国際業務部次長・西本綱三君に感謝の意を表したい。

最後に、この本が出版されるまでなにかとご尽力いただいた東洋経済新報社の田上豊光氏に厚くお礼申し上げます。
昭和五八年一月

山 中 宏

目次

まえがき

第一章 生命保険の原理	三
-------------	---

第一節 生命保険と危険	三
-------------	---

- 一 経済生活と危険(三)
- 二 生命保険の特殊性(六)

第二節 生命保険の技術的基礎	一〇
----------------	----

- 一 保険料(一〇)
- 二 責任準備金(一七)
- 三 剰余金と契約者配当(二三)

第三節 生命保険契約と約款	二四
---------------	----

- 一 生命保険契約の法的基礎(二四)
- 二 約款の概要(二七)

第二章 生命保険の仕組み(家計保険)	三五
--------------------	----

第一節 家庭経済と家計保険	三五
---------------	----

- 一 生活設計(三五)
- 二 三大危険(三五)
- 三 家計保険ニーズ(三七)
- 四 家計保険とその分類(四二)
- 五 家計保険の選び方(四三)

第二節 家計保険の仕組みと機能	四四
-----------------	----

一 遺族保障型保険(四四)	二 老後保障型保険(四六)	三 就業不能保障型保険(四九)
四 その他特定目的型保険(五〇)	五 保障計画の見直し(五二)	

第三章 生命保険の仕組み(企業保険)	五五
--------------------	----

第一節 企業保険のニーズ	五五
--------------	----

一 従業員福利厚生ニーズ(五五)	二 役員福利厚生ニーズ(六四)	三 事業保障ニーズ(六五)	四 割賦債権確保ニーズ(六六)
------------------	-----------------	---------------	-----------------

第二節 企業保険の種類と仕組み	六八
-----------------	----

一 企業保険の種類(六八)	二 企業保険の仕組み(七〇)
---------------	----------------

第四章 生命保険事業の運営	七五
---------------	----

第一節 生命保険の事業形態	七五
---------------	----

一 生命保険会社(七五)	二 簡易保険、共済(八〇)	三 社会保険(八四)
--------------	---------------	------------

第二節 生命保険事業の監督	八五
---------------	----

一 保険監督法(八五)	二 保険業法(八六)	三 外国保険事業者に関する法律(九三)	四 保険募集の取締に関する法律(九三)	五 保険行政と保険審議会(九三)
-------------	------------	---------------------	---------------------	------------------

第五章 生命保険会社の組織と業務	九七
------------------	----

第一節 生命保険会社の収支	九七
---------------	----

第二節 生命保険会社の組織	一〇〇
---------------	-----

第三節	生命保険販売の組織と管理	一〇三
第四節	危険の選択	一二二
第五節	生命保険会社の財務	一二五
第六章	生命保険の税制	一二三
第一節	家計保険の税制	一二三
一	生命保険料控除制度(二三)	一二三
二	保険給付に対する課税(二五)	一二三
第二節	企業保険の税制	一二七
第七章	生命保険の発展	一三三
第一節	生命保険の起源	一三三
第二節	イギリスにおける生命保険の発展	一三六
一	歴史的概観(三六)	一三六
二	最近の発展(四二)	一四二
第三節	アメリカにおける生命保険の発展	一四四
一	歴史的概観(四四)	一四四
二	最近の発展(四八)	一五五
第四節	わが国における生命保険の発展	一五五
一	歴史的概観(五五)	一五五
二	最近の発展(二五)	一五五
第八章	生命保険の金融的発展	一六九
第一節	生命保険金融の共通性と特殊性	一六九

一 生命保険会社の金融的發展(二六九)	二 各国生命保険金融の共通性と特殊性(二七二)
---------------------	-------------------------

第二節 イギリスにおける生命保険金融の發展……………	一七五
----------------------------	-----

一 第二次大戦までの資金運用(二七五)	二 戦後資金運用の新展開(二八二)
---------------------	-------------------

第三節 アメリカにおける生命保険金融の發展……………	一八七
----------------------------	-----

一 第二次大戦までの資金運用(二八七)	二 戦後資金運用の新展開(二九三)
---------------------	-------------------

第四節 わが国における生命保険金融の發展……………	二〇〇
---------------------------	-----

一 第一次大戦前(二〇〇)	二 第一次大戦から金融恐慌期(二〇三)	三 景気回復期から第二次大戦期(二〇五)	四 第二次大戦後(二〇七)
---------------	---------------------	----------------------	---------------

第九章 生命保険事業の将来……………	二二七
--------------------	-----

第一節 生命保険事業をとりまく経営環境……………	二二七
--------------------------	-----

一 順調に伸展した生命保険事業(二三七)	二 経済社会環境の変化(二三二)
----------------------	------------------

第二節 これからの生命保険事業……………	二三七
----------------------	-----

一 保険商品とサービスの拡充(二三三)	二 資産運用の新展開(二三二)	三 生命保険事業への提言(二三三)
---------------------	-----------------	-------------------

参考文献……………	二三三
-----------	-----

索引……………	二三三
---------	-----

生命保險讀本

財Ⅱ経済学的には人間の経済的欲望を充たすもので、人間が処分可能なものと定義される。家計における物質はほとんど消費財にあたる。

第一章 生命保険の原理

第一節 生命保険と危険

一 経済生活と危険

(1) 経済生活と危険 われわれの家庭生活は一面では経済生活といえる。つまり、衣・食・住を中心とする生活上の必要物資は、ほとんど他人の生産活動の産物(財)の購入により調達している。また、その資金は、経営者であれ、自営者であれ、被雇用者であれ、ほとんど例外なく世帯主の労働によって得られる所得に依存している。

家庭生活を維持するために必要な家計収入を獲得する行動と、実際の家計の支出行動とは、いずれもそのときどきの経済機構に深くかかわっている。しかも、社会の発展に伴い家計が経済機構に包含されていくのに応じて、家庭生活に占める家計の重要度はますます高まってきている。今日では、家庭生活の質的水準は家計の水準とほぼ同一とみなしうるまでになっている。

家庭生活の維持・向上を望まない人はいないが、現実の生活はこれを阻害する種々の要因を含んでいる。むしろ生活水準が高くなったただけかえって家計の均衡を乱し、その安定を損なう危険性が深刻となっている。

たとえば、家計の担い手である世帯主の死亡や就業不能によって、あるいは、企業の倒産や失業によって、家計の収入の道がまったくぎざされてしまいか、一時的に中断することになると、家庭生活の安定はたちまち破壊されてしまう。

家計の支出についても、家族の疾病・傷害による医療費支出、子女の教育や結婚に伴う費用など、一時的な出費によってかなり消費生活に犠牲を強いられる破目になる。また稀にしか生じないとはいへ、地震、火災、盗難などの災害や災難に遭遇して財産上膨大な損失をこうむる可能性もある。あるいは、自動車事故の加害者のように、その意思はなくとも不注意や過失によって他人の生命や財産に与えた損害のため、賠償責任の負担を負うこともある。

通常、どの家庭でも家計消費の一部を貯蓄にまわして不測の事態に備える準備をしている。しかし偶発的な経済上の大きな打撃を回復するためには不十分であったり、間に合わないことが多い。しかも、将来いつ起こるかわからない事態に備えることを最優先して、現在の消費を極端に切りつめることは社会通念上ほとんどできないことである。

家庭生活が経済的な基盤に支えられてなりたっている以上、この基盤をゆるがす種々の可能性は、とりもなおさず生活の安定が損なわれる危険が存在していることを示している。

(2) 危険対策としての保険 生活の安定を乱すこうした危険を未然に防止する手だてがあるだろうか。医学や公衆衛生の進歩など科学や社会制度の発展により、疾病や傷害の発生率は時代とともに低下していくであろうが、完全に排除することはありえない。

逆に、科学や技術の進歩が社会生活に各種の便益を提供し、普及させることによる新たな災害の危険も生じてきている。また、医学の進歩によって人間の寿命が延びた反面、今日のように長生きによる老後の生活不安といった問題が生じてきている。生活の安定を損なう危険の存在は、時とともにそ

危険Ⅱ危険には損害を起こさせる原因となる偶発的事件そのものをさす場合と、その事件が引き起こす損害の発生する可能性が不確実であることをさす場合がある。前者は hazard にあたり、後者は risk

にあたる。

の内容を変えているといえる。

人の死のようにいつ発生するかわからない危険、疾病や傷害のように発生するかどうかわからない危険から生活を守るためにとりうる手段は、危険によってもたらされる経済上の損失・負担を軽減することではない。前述のとおり、貯蓄による資金準備では偶発的な危険に間に合わないことが予想される。

資本主義社会の原則である自己責任のもとでの危険対策は、個人の責任による危険準備と実際の経済的打撃の回復の機能を分離して、一つの社会的制度として運営していくことにある。これが保険である。すなわち、個人が保険料として家計から支出する一方、保険者がこの資金をプールし、損失をこうむった場合に直ちに所定の資金を支払う制度である。

この制度を活用すれば、現在の生活水準をほとんど損なわない範囲で経済生活に加えられる打撃を回復する準備を完了することができる。いいかえれば、生活を支える家計のなかに危険を合理的に克服する機能を導入して、生活の維持・向上をはたすうえでの最大の障害を取り除くことが保険の効用である。

この点は、経済のもう一つの単位である企業の行動をみればより明確である。もともと経済行為を通じて利潤を追求することを目的とする企業は、事業遂行の過程で、たとえば取引に伴う売掛金の回収不能や製品運搬中の事故など、いろいろと経済的損失をこうむる危険を負っている。しかも、こうした危険をいかに合理的かつ効率的に克服するかが企業の存続や発展に直結している。そこでは危険対策・管理の一手段として保険を活用することが不可欠となる。

(3) 生命保険と危険 保険は経済生活での危険対策として有効であるが、経済的な打撃をこうむる危険のすべてが保険の保護の対象となるわけではない。人の生死を対象とする保険にあっては、生死

被保險利益Ⅱ一定の金額を払えば偶発的事件

の発生で多額の金銭が受け取れる点では保険と賭博は形式的に類似しているが、これを区別するため経済的利害関係があるかどうかは保険の対象として重要となる。

大数の法則Ⅱ n 回の独立試行で事象 E の生起する確率 $P(E)$ は、 n を無限大とすることにより $\frac{1}{n}$ で近似することができる。

に伴って生ずる経済的な損失、すなわち一時的な費用や将来にわたって当然期待できたであろう収入の喪失が保険の対象となる。つまり、被保険者の生死によって影響を受ける経済的な利害関係が生命保険の対象となるのである。経済的利害関係に生ずる損害が、発生するかどうかかわからないか、発生することはわかっていてもいつ発生するかわからないという不確実性が保険という危険の概念である。したがって、経済的利害関係のないところには保険で保護すべき危険がない。この経済的な利害関係を「被保險利益」とよんでいる。

次に、被保險利益は金銭価値で評価できなければ保険で保護できない。人の生死や疾病・傷害を対象とする生命保険では、被保險利益を客観的に測定することはむずかしい。これに対し損害保険では、物的財産の損失評価は比較的容易であるうえ、保険契約で支払われる金額は実際の損害額に限定される。

生命保険で保護する被保險利益は、通例、被保険者の経済的な活動力の総合的な評価につながるため、あらかじめ約束された保険金額が被保險利益とならざるをえないと考えられる。一般に生命保険が定額保険となる理由はここにある。

二 生命保険の特殊性

(1) 大数の法則と生命表 生命保険では保険に加入する側からみると、被保険者の生死に伴う経済的損失が発生する危険を、保険料を支払ったときから完全もしくは部分的に防止することが可能となる。他方、保険を引き受ける保険者の側からみると、一個の契約について、引き受けたそのときから被保険者に死亡などの保険事故が生ずれば契約上の金額を支払うことになる。したがって保険者としては、発生するかどうかかわからない、あるいはいつ発生するかわからない契約上の危険を、より安全

で確實なものとして把握する必要が生じてくる。

人の死亡に関してみると、一人の人間の死亡時期はまったく予測できないが、これを多くの人間について観察すると、ほぼ一定の法則に従って死亡が発生していることがわかる。確率論における「大数の法則」がこれである。つまり過去に発生した人の死亡に関する統計を観察し、その発生率（死亡率）を年齢別に計算してみると、長期的には低下傾向がみられるものの、ほぼ安定的である。したがって戦争とか大災害とか特殊な要因がなければ、将来も人の死亡が発生する率は同一であるとみなすことが可能となる。

保険に加入する側が保険によって保護しようとする偶然的危険を、一方、保険者は多数の加入者集団を集め、危険を一定の確実な事象へ転化することによって、初めて科学的な保険制度が成立する。人の生死を一定の確実な事象としてとらえるため、ある集団において過去に経験された年間の死亡率を各年齢ごとに示した表が「生命表」あるいは「死亡表」とよばれ、生保事業を科学的に運営していく基礎となる。

生命表の歴史をたどってみると、古くは一七世紀にその起源がみられるが、生保会社が実際の保険料計算の基礎として最初に用いたのは、イギリスのプライスが発表したノーザンプトン表であった。また、一般の人口集団の死亡率と生保会社が経験した死亡率とは明らかに差異があることから、経験に基づく死亡統計として最初に作成されたのがエクイタブル・ソサエティーの経験表である。以後、統計学の進歩とあいまって種々の生命表が作成されてきている。こうした生命表を通じて、危険の引受けについて合理的計算が可能となった。

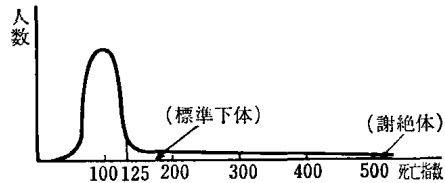
経験表Ⅱ生命保険に加入した被保険者から得られる諸統計に基づき

(2) 危険の選択 生命保険における死亡の危険度が、死亡率によって測定されることから、後に述べるように保険料計算は、年齢別に算定されることになる。つまり、同一年齢の集団は理論的に同一

作成される生命表。国民全般または一地方の居住者の人口統計を基に作成される生命表は国民表といわれる。

逆選択Ⅱ 同一の保険料で保険される集団は、同一の危険度を有する被保険者集団でなければならぬという保険の原則（危険均一性の原則という）に反して、体の悪い者が利益を受け、健康な者が損をする現象が生ずる傾向をいう。

図 1.1 同一年齢者の死亡指数パターン



(注) 謝絶体とする死亡指数は会社により異なる。

の危険を有するものとみなされるわけである。

しかし、人はそれぞれ生活条件や環境も異なるため、実際の危険度は、同一年齢者といえどもまちまちである。通常、保険に積極的に加入したがる人は危険度が高い人が多い傾向がある。加入者側から自分の契約を選択することから、このことを「逆選択」とよんでいる。

したがって、もし加入したい人を無条件で認めると、たとえ多数の被保険者集団が存在していても、死亡の発生率は予定している率を超える可能性も生じて、加入者間の公平性は保たれないことになる。

生保事業を安定させ、加入者間の公平性を維持するためには、被保険者集団を危険の大きさによって分類し、それぞれに応じて、保険加入が可能か、あるいはどの保険種類・保険金額に加入できるかといった、加入の諾否ないし条件を決定することが必要となる。これを危険の選択という。

危険の選択は加入申込者の死亡、その他の保険事故発生の危険度を測定することであるが、特定のリスクについての危険率を正確に算定することは事実上不可能である。したがって、過去の経験に基づき、特定のリスクについて統計的に数量化された集団の危険率に照らして判定せざるをえない。たとえば、死亡率についてみれば、同一年齢の者でも死亡率は同一でなく、標準体の死亡率に対する比率（これを死亡指数という）は、図1・1に示したとおり、死亡指数一〇〇を頂点とする正規分布に近い形を示すことが観察される。

このため、加入申込者の年齢のみならず、性別、体格、体質、既往症、現症、家族歴、職業など危険度に影響を与える諸般の事実を把握することが必要となる。